

鳴門市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年9月

平成19年7月6日付け総務省の通知により、各地方公共団体は、その職務の性格や内容に民間企業従業員との類似性が認められる技能労務職員などの給与等について、総合的な点検を実施し、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を明示した取組方針を策定し、公表することとなりました。については、本市においても、取組方針を次のとおり策定するものです。

1. 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

使用データについて

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

下表の民間のデータは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査のデータ（平成16年～18年の3カ年平均）を、本市職員のデータは平成19年地方公務員給与実態調査のデータを使用しています。

なお、民間データには類似職種に従事する「フルタイムパート労働者」や「契約社員」などが含まれていますが、本市技能労務職員等のデータには、臨時職員を含んでいないなど、両データの年齢や業務内容、雇用形態の点について、完全に一致しているものではありません。

個人情報保護の観点から、職員数が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、アスタリスク()として表記しています。

区分	鳴門市				民間			参考 A / B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 A	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
	人	歳	円	円		人	円	
全体	163	49.6	287,163	333,431	-	-	-	-
清掃職員	62	46.4	296,389	353,007	廃棄物処理業従業員	43.3	299,800	1.18
調理員	44	52.1	251,870	261,656	調理士	45.9	214,500	1.22
うち学校給食員	40	52.3	255,748	265,835	-	-	-	-
用務員	39	51.2	286,808	327,584	用務員	53.9	227,200	1.44
自動車運転手	1				自家用乗用自動車運転手	55.6	287,300	
バス事業運転手	16	50.2	333,375	452,669	営業用バス運転者	47.0	370,600	1.22
その他	1				-	-	-	-

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上
全 体	人	人	人	人	8	14	23	26	16	27	44	5
清掃職員					4	8	16	12	3	9	10	
調 理 員					2	2	4	5	7	6	15	3
うち学校給食員					1	2	4	5	7	4	14	3
用 務 員					2	3	1	5	4	11	11	2
自動車運転手											1	
バス事業運転手						1	2	4	2	1	6	
そ の 他											1	

(3) その他給与に関する事項

ア 給 料 表

定年年齢が63歳の技能労務職員には、鳴門市技能労務職給料表（国の行政職給料表(二)と同じ)を適用し、企業職員には鳴門市企業職給料表を適用し、その他の職員には鳴門市行政職給料表を適用しています。

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単価
衛生センター従事職員の特殊勤務手当	清掃収集業務及び焼却施設内で場内作業に従事した職員	1日 790円
	し尿処理施設内で場内作業に従事した職員	1日 780円
	し尿収集業務に従事した職員	1日 1,250円
	人体の火葬作業に従事した職員	1体 1,800円
	12月29日から12月31日までの間に衛生センター業務に従事した職員	1日 3,000円
	8月1日から8月15日までの間に衛生センター業務に従事した職員	1日 200円
	煙道内で灰出し作業に従事した職員並びにし尿処理場で浄化槽及び沈砂池の清掃作業に従事した職員	1回 2,000円
汚物処理作業従事職員の特殊勤務手当	お産汚物、犬及び猫等死がい処理従事職員	1回 400円
保育所従事職員の特殊勤務手当	保育所業務に従事した所長・保育士・栄養士及び看護師以外の職員	1ヶ月 3,000円
道路施設管理作業従事職員の特殊勤務手当	排水処理作業及び道路舗装作業に従事した職員	1日 730円
給食調理作業従事職員の特殊勤務手当	給食調理作業に従事した職員	1ヶ月 2,000円
不法投棄廃棄物回収作業従事職員の特殊勤務手当	不法投棄等に係る廃棄物の収集業務に従事した職員	1日 300円

データは、平成19年4月1日現在のものです。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に勤務成績に応じ4号給（技能労務職給料表適用者については58歳、その他の給料表適用者にあつては55歳を超えての昇給にあつては2号給）を標準として昇給

2. 基本的な考え方

技能労務職員等の給与については、これまで技能労務職給料表の導入やわたり制度の見直し、国の給与構造改革に伴う給与水準の引き下げや特殊勤務手当の見直しなど、支給水準の適正化に努めてきたところであり、今後とも、技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同職種に従事する者との均衡に留意しながら、国・県・近隣市の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

技能労務職員等については、平成11年度以降、原則、新規の採用は行っていません。今後とも、集中改革プランなどの計画に沿った定員管理の着実な実施に取り組みます。

3. 具体的な取組内容

(1) 民間委託等の推進

業務内容を精査し、外部委託が可能であり、委託することによって行政サービスの向上や経費削減に効果が見込まれる業務については、必要に応じて順次外部委託を進めていきます。

(2) 給料・各種手当

給料表については、今後とも人事院勧告や他団体の状況に留意しながら、必要に応じて随時改定を行っていきます。また、各種手当についても、他の地方公共団体や民間企業との比較を行う中で、特殊勤務手当の見直しの必要性等について、継続的に検討していきます。